

平成31年度 私立学校関係政府予算に関する要望

平成30年7月31日

全 私 学 連 合

（日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会）

平成31年度私立学校関係政府予算に関する要望

目 次

【1】 平成31年度私立大学関係政府予算に関する要望	1 頁
〔最重点要望項目〕	2
要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化	2
要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化	4
要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革 への支援の拡充	5
要望4. 教育研究の高度化のための施設・整備への支援	8
要望5. 地方創生のための支援の拡充	8
要望6. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援	10
要望7. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に 係る取り組みへの支援の充実	12
要望8. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに平成30年7月豪雨災害、熊本地震・東日本 大震災からの被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等	13
〔重点要望項目〕	14
1. 女性の活躍推進のための支援	14
2. 職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援	15
3. 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援	15
4. エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援	15
※ 附属資料【データ編】	
<<付記>> 平成31年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望	16
【2】 平成31年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望	18 頁
1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化	18
2. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化	19
3. 私立高等学校等施設の耐震化及び付帯設備の長寿命化等に対する補助の拡充強化	19
4. 高等学校等就学支援金制度の拡充強化	20
5. 私立中学校等の生徒等への就学支援金制度の拡充強化	20
6. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化	20

【3】	平成31年度私立小学校関係政府予算に関する要望	21頁
1.	私立小学校の経常経費助成等に対する補助の拡充強化	21
2.	施設設備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化	22
3.	私立小・中学校の児童・生徒への公的支援制度の定着と拡充	22
4.	教員の資質能力向上等のための補助金の拡充強化	22
5.	私立小学校教育のICT化支援の拡充	23
6.	校庭、屋上などの大型遊具の設置・建設に関する補助金制度の新設	23
【4】	平成31年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望	24頁
I.	私立高等学校等経常経費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等	24
II.	認定こども園への移行に伴う施設整備補助の充実	24
III.	私立幼稚園施設整備費補助制度の充実	25
IV.	幼児教育の無償化の円滑な実施	25
V.	幼稚園就園奨励費補助制度の充実	25
VI.	子ども子育て支援新制度の充実	25
VII.	質の高い人材の確保	26
VIII.	子育ての支援充実	26
IX.	被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成に対する支援	26
X.	個人立・宗教法人立等の幼稚園に対する特別補助制度の創設をめざして	27
【5】	日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望	28頁
【6】	一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望	29頁

【1】 平成31年度私立大学関係政府予算に関する要望

大学教育の機会均等と私立大学の自主・自律性に基づいた 多様な教育研究活動の保障・推進のために

【背景】

今や学部学生の約8割の教育を担う私立大学は、多様な建学の理念のもと、多様な価値を追求する人材を社会に輩出し続けることで、量的かつ質的側面におけるわが国の持続的発展に大きな貢献を果たし続けてきた。

わが国は現在、1) 少子高齢化（労働生産人口の減少）を要因の一つとする経済成長の鈍化、2) グローバル化や情報化の進展に伴う国際競争力の衰退、3) Society5.0を支える人材の多様性の確保、4) 格差の拡大という課題に直面している。こうした課題への取り組みに当たっては、主体的で洞察力に富んだ思考力の育成を通じた国民一人ひとりの知的水準と労働生産性の向上を通じた分厚い中間層の形成、すなわち一部のエリート層の教育だけでなく、できるだけ多くの若者が高等教育を通じてその能力を大きく伸ばし、私立大学の多様な教育研究によって、国民の知的水準を底上げすることが必要である。また、経済的格差がもたらす教育格差の拡大という負の連鎖の解消が喫緊の課題であり、誰もがいつでも学ぶことができる大学教育へのアクセス環境の整備が不可欠である。また、政府における人生100年時代構想、地方創生の推進において、私立大学が果たすべき役割は大きく、社会からの期待に応える大学改革の推進や教育研究の質向上を図っていく必要がある。

翻ってわが国の高等教育政策を見ると、その現実には、高等教育に係る公財政支出水準の低位性は明らかであり、高等教育の重要性を蔑ろにしているともとれる政府予算が編成され続けている。さらに、経常的経費に対する公財政支出の割合、学生に対する授業料減免措置や施設（設備）整備補助の現状をはじめとする学部学生一人当たりの公財政支出に係る約13倍に上る国私間格差に起因する教育費負担（授業料）について、設置者の違いのみに起因する国私間“格差”が存在しており、大学に学ぶ私立大学学生と国立大学学生、そして大学を設置する学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも不合理で不公平な状況が放置され続けている。こうした現状を打開するためにも、私立大学の永続性と健全性を担保するための基盤的経費等に対する支援の抜本的拡充が不可欠であり、多様で個性ある教育研究への財政支援措置の実現には、総額の増額とともに補助割合の充実が重要である。

平成31年度政府予算編成に当たっては、高等教育費に係る家計負担依存からの脱却による大学教育へのアクセス環境の整備に向け、**「多様な教育研究活動を保障・推進するための基盤を整備する私立大学等経常費補助金の拡充」並びに「学生一人ひとりの能力と経済状況に応じて個人に補助する修学支援措置の充実」**を図ることを基本的考えとして、以下の通り要望する。

【基本的考え方】

1. 高等教育に対する公財政支出の低位性の改善

高等教育を通じた人的資本への投資がもたらす経済的・社会的効果は極めて高い。学生一人当たりの公財政支出と労働生産性には正の相関性が見られるなか、わが国の学生一人当たり公財政支出はG7諸国（データの存在しないカナダを除く）において最低水準にあり、OECD加盟国との比較においても高等教育への公財政教育支出の低位性は明らかである。高等教育に対する公財政支出の低位性の改善が急務である。

2. 不合理な国私間格差の是正

大学に学ぶ学生、学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも、経常的経費に対する公財政支出の割合、学生に対する授業料減免措置や施設（設備）整備補助の現状をはじめとする学部学生一人当たりの公財政支出に起因する教育費負担（授業料）に係る国私間格差は不合理である。今後の国立大学の機能や果たすべき役割、さらには国立大学授業料の現実適合化を勘案した、国私間格差是正を実現するための抜本的な方策の実現が急務である。

3. 多様な人材を育成するための多様な教育研究活動の保障・推進

労働生産人口が激減するなか、未来を切り拓きSociety5.0を支えていくためには、より多くの若者の主体的で洞察力に富んだ思考力を育成することによって知的水準の高い分厚い中間層を形成することが重要である。そのためにも、私立大学における教育研究の多様性と自主性は確保されなくてはならない。

4. 家計負担依存からの脱却並びに大学進学の実現

教育基本法第4条（教育の機会均等）に照らして、大学への進学希望者が、経済的理由をもって大学進学を断念することのないよう、高等教育費に係る家計負担依存からの脱却並びに大学進学の実現するための施策の実現が急務である。将来的に消費税収入の一部を教育目的のために支出することができるようにするなど、新たな恒久財源を創出し、重点的に高等教育へ投資することが必要である。

【最重点要望項目】

要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現
- (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充
- (3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

(1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現

学校法人が設置する私立大学と法人化した国立大学との間には、学部学生一人当たり公財政支出には約13倍という不合理な格差が生じている。また、経常的経費に対する補助割合についても、国立大学の補助割合が56.2%（経常費用から診療経費を除く）であるのに対し、私立大学は9.9%（平成27年度）と格差は5.6倍である。

このような現状を打開するためには、国私間の不合理な格差を是正するための高等教育費に対する公財政支出のあり方の大胆な変更や、「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の実現が図られるべきである。

(2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げに関して、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においてより問題は深刻であり、私立大学を対象にしたアンケートによれば、消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加することが推測される。

私立大学では経費節減に努め、消費税率の引き上げに伴う負担増を部分的に吸収してきたが、そうした取り組みには限界があり、私立大学における控除対象外消費税等に係る負担を学生納付金等の値上げによって学生に負担させることは困難である。現状においても私立大学にとって実質的な負担増加となっていること、平成31年10月に予定される消費税率の引き上げ後にはさらなる控除対象外消費税等の負担が拡大することを踏まえると、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。また、高等教育費に係る家計負担依存からの脱却は、少子化対策の観点からの社会保障的側面も有することから、消費税収入の教育目的への充当の実現を強く要望する。

(3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、平成31年4月に誕生する「専門職大学」及び「専門職短期大学」に対する財政措置は、現行の大学・短期大学を対象とする私学助成の枠内において措置されるようなことがあってはならない。現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設は、新たな高等教育機関の充実・発展、現行の私立学校振興助成法が定める同法の目的の貫徹のためにも不可欠である。

以上の「要望1」に記した内容を踏まえ、「高等教育に対する公財政支出の低位性」「家計負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

方策. 学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差の是正

- ① 私立大学の「教育」に係る学生1人当たり費用を国立大学の国費負担額と同程度（学生数61万人強に対し約6,050億円〔運営費交付金等1兆2,100億円の2分の1〕）と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額 = 約1兆400億円（約7,100億円増） [6,050億円÷61万人×210万人÷2]

- ② 私立大学の経常的経費（約3兆2,000億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額 = 約9,600億円（約6,300億円増）

- ③ 国立大学と私立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（約9,350億円〔6,050億円+3,300億円〕）の範囲で、国立と私立を学生数の比率（2：7）に応じて、同じ水準の負担額（私立は2分の1を国費負担）とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約2,650億円の移行

○国立への国費負担（必要分） $9,350 \div (2 + 7 \div 2) \times 2 = 3,400$ 億円

○私立への国費負担（必要額） $9,350 \div (2 + 7 \div 2) \times 7 \div 2 = 5,950$ 億円

○私立への国費負担（増額分） $5,950$ 億円 - $3,300$ 億円 = $2,650$ 億円

※5,950億円＝私立大学等の経常的経費の約19%

この新たな公財政支出の考え方による方策は、大学進学の世界均等として「一億総活躍社会の実現」や「人材への投資による生産性の向上」の礎となる。格差固定化の解消、安心な子育て環境の醸成を通じた少子化対策においても有効な手立てとなると考えられる。

また、将来的には、高等教育の国私間格差の是正と家計負担からの脱却による教育の世界均等に向け、私学助成の大幅な拡充とともに、現行の授業料を参考にした設置形態ごとの標準授業料や全大学共通の標準授業料を設定し、全学生を対象に、入学・在学時の授業料負担を軽減させ、卒業後に個人的便益の一部を所得に応じて拠出する『高等教育世界均等拠出金制度（仮称）』による学生修学支援の新たなスキームを創設すべきである。

要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 国私設置形態に依拠しない学生修学支援（授業料減免制度）の創設
- (2) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

(1) 国私設置形態に依拠しない学生修学支援（授業料減免制度）の創設

私立大学は、経常的経費に対する補助率が低下の一途を辿るなか、教育研究を充実させるための経費を増加させつつも、授業料の上昇の抑制に努めてきた。また、授業料に関する国私間格差是正を主目的として、寄附金等を原資とする大学独自の奨学金や授業料減免の制度を設けるなど、不断の努力を重ねてきている。

しかしその一方で、日本学生支援機構による「学生生活調査結果」によれば、私立大学学生に比して約13倍の公財政支出を受ける国立大学学生の家庭の年間平均収入額が、私立大学学生のそれを上回っている。さらに、授業料減免等をはじめとする学生の修学上の経済的負担軽減に係る国による支援の現状は、国私間において顕著な格差があり、同調査結果によると、奨学金を必要としない学生の割合、授業料減免を全額受けた学生の割合、授業料減免を半額以上受けた学生の割合、授業料減免制度のある大学の学生の割合のいずれにおいても、不合理な国私間格差が存在している。教育の経済的・社会的効果は、私立と国立という設置形態による違いはなく、公共に対する還元及び本人の得る利益にも差がないとすれば、学生に対する経済的修学支援において、当該学生が学ぶ設置形態の違いによる現状のような格差があってはならない。意欲と能力のある学生が経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備するためには、大学による自助努力とともに国によるさらなる支援が不可欠である。

現状の授業料減免措置は、「私学助成」という枠組みの中で措置されている限り2分の1補助という制約があるため支援に限界があり、国立との格差は広がるばかりである。設置形態に依拠することなく、学生個人の能力と経済状況に応じたよりきめ細かい修学上の経済支援を行うための個人に対する補助へと移行すべきである。

(2) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業は、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業であり、上記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に給付型奨学金のさらなる充実を求める。

要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充

<要望事項>

- (1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援**
- (2) Society5.0等の社会変革への対応、リカレント教育、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充**
- (3) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実**
- (4) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援**
- (5) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援**
- (6) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援**
- (7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し**

(1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）においては、「1週間の割当授業時間数6時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることを要望する。

また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数、さらには教育研究活動を支える職員数に大きく影響を及ぼしている。教員一人当たり学生数の改善、教育研究を支える職員一人当たり学生数の改善に対する国の財政支援の拡充を要望する。

(2) Society5.0等の社会変革への対応、リカレント教育、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充

① Society5.0等の社会変革を支える人材育成への支援の拡充

「第5期科学技術基本計画」を踏まえ、未来の大きな社会変革や生産性革命に対応し、超スマート社会（Society5.0）を実現するため、新たな価値創出の「鍵」となる、革新的な人工知能、ビッグデータ整備・解析技術の開発、さらにはその基盤となる人材育成に係る取り組みへの支援のさらなる拡充が必要である。また、2020年にはIT人材が約37万人不足すると予想されており、特に不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。

② 産学が連携したリカレント教育、生涯学習推進のための支援の拡充

人生100年時代において、国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことが可能で、再チャレンジの機会を提供する「学びの社会」を形成し、わが国の政治、経済、文化等のあらゆる分野において最新の情報や高度な知識・技能を活用したイノベーションの創出により経済社会の基盤を構築していく必要がある。全国の私立大学においてもリカレント教育、生涯学習などをはじめ産業界や地域と連携した実践的な教育のさらなる展開が期待されている。この重要な役割を担うため、リカレント教育等における多様で特色ある実践的教育プログラムの開発・実施や実践的教育を担う実務家などの学外人材の育成など、全国に設置されている私立大学と産業界とが連携した人材育成への取り組みに対する支援の拡充を要望する。

③ グローバル化推進のための支援の拡充

私立大学はこれまでも世界に開かれた大学を目指し、教育研究のグローバル化に向けた取り組みを先導・推進してきた。若者がさらに広く世界に目を向け留学の気運を醸成し、世界に伍して競う大学の教育環境を整備するため、人類社会を牽引するような人材の育成、地理的条件を問わないオンラインによる海外大学との国際的な双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同学習プログラムや国際的な共同学位プログラムへの支援等のグローバル化を推進する教育環境の整備、海外、特に短期交流を含めた大学間交流の促進、日本人学生の海外留学支援、学生募集から就職支援までの外国人留学生等に対する私立大学の取り組みへの支援の拡充を要望する。

また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度のうち、大学

推薦においては、各大学が学費を負担するものとされている一方、大学収入の一部となる私立大学等経常費補助金における「留学生に対する授業料減免」の補助要件である選考方法・選考基準に「経済的に修学が困難であること」が付加されており、私立大学における優れた国費留学生の受け入れを困難にしている実態があることから、私立大学等経常費補助金の補助要件からの経済的な条件の撤廃を要望する。さらに、平成22年に廃止された政府開発援助（ODA）外国人留学生修学援助費補助金の復活を要望する。

④ 教員の養成、資質向上のための支援の拡充

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授業方法等の開発と工夫に努めている。しかし、この取り組みは、人的にも物理的にも大学の負担が多いため、国の支援が急務である。建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

（3）教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実

大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、私立大学における I R 機能の推進、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学習施設や図書館の機能強化、ICT環境整備等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

（4）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生み、地方創生にも貢献している。こうした高い教育効果を有する新たな活動は授業時間外でも積極的に展開されていることから、新たな教育方法に係る知識を有し、大学や企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。

（5）入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

（6）障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

政府の一億総活躍プランにも「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者等の活躍支援」が掲げられており、さらに「未来投資戦略2018」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」

においても、障害のある学生の学修活動の充実や就労支援の充実が求められている。私立大学においても、障害のある学生の修学機会を保障するため、学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな修学支援を実施することが不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。

(7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公私共通の競争的資金として予算化されている「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（平成30年度予算総額236億円）」の事業内容は、先進的研究や高度医療等が中心である。長年の国私間格差を顧慮せずに競争を強いる仕組みとなっており、国立大学のための予算と言っても過言ではない。

そこで、本予算における採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算となるとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現を要望する。

要望4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援

<要望事項>

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援の拡充

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援の拡充

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であることから、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められるが、これらの予算は年々減少されている。私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）において、補助率の充実（2分の1から3分の2に改定）を要望する。また、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公募型資金と連動した採択方式とするなど、弾力的な執行を可能とする措置を講じることを要望する。

要望5. 地方創生のための支援の拡充

<要望事項>

(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充

(2) 地方大学・地域産業創生事業及び地方創生推進交付金による積極的な支援、特別交付税措置による支援の充実

(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充

① 地方の活性化に貢献する人材の育成

私立大学の約6割は大都市圏以外に設置しており、地方に設置する私立大学は、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、これまでも地方との連携を展開してきた。

今後も私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みを通じて、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に、社会や地域の貢献度（社会貢献係数）を考慮した支援をすることが不可欠である。

② 地方の知の拠点形成のための環境整備や地方企業の振興

私立大学を地方社会変革の核として位置づけ、これまでに蓄積した知的資産を活用するための地（知）の拠点大学による地方創生推進事業については、私立大学を中心に据えたうえで継続的に支援するとともに、私立大学等経常費補助金の私立大学等改革総合支援事業において、平成29年度より新たなタイプとして新設されたプラットフォーム形成支援のさらなる充実が必要である。

③ 大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

大都市圏に設置する私立大学においても地方創生に係る役割は大きく、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育・研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、イノベーション技術革新の推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしてきている。今後も学生が直接地方に触れ、地方について考える場の創出や魅力ある地方大学の振興、地方大学の学生の学習や就職活動に対する支援策、大都市圏で学んだ学生が地方に定着し、地方活性化のために活動する人的好循環を生む仕組みづくりが必要不可欠である。さらには現場での課題解決型学習の機会のさらなる拡充を目指した地方での安心な学び、大都市圏と地方の学生が交流するための宿泊機能を伴う教育施設の整備等、学修環境の充実も必要である。

(2) 地方大学・地域産業創生事業及び地方創生推進交付金による積極的な支援、特別交付税措置による支援の充実

地方創生を実現するためには、地方の私立大学を地域の将来ビジョンにおける地方戦略の中核として位置づけ、地方の私立大学の知の拠点としての機能を強化することが重要となる。また、都市圏の大学による地方創生を担う人材養成機能の強化により、大都市と地方の人材の循環を推進することが必要である。

女性の活躍も含めたりカレント教育、全国の若者や海外からの留学生を惹きつけるような魅力ある取り組み、遊休施設等を活用した交流の場の創設等、地域のニーズを踏まえ私立大学が地域の知の基盤として、所在する地域の地方公共団体等との連携による地方創生に資する多様な取り組みについてのさらなる支援が必要である。

国は新たに措置された地方大学・地域産業創生事業や地方創生推進交付金等の地方活性化に関する予算について、より一層私立大学が活用できるよう支援すべきである。また、地域にお

ける課題への取り組みに寄与する私立大学が行う諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援の拡充を要望する。

要望6. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援

<要望事項>

- (1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援**
- (2) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化**
- (3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置**
- (4) 人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充**
- (5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充**
- (6) 若手研究者育成のための支援**
- (7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援**
- (8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充**

「第5期科学技術基本計画」や「科学技術イノベーション総合戦略2017」において、人材育成や大学の改革・機能強化を中心とした強化策が掲げられている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現し、諸科学の調和ある発展を成し遂げていくためには、私立大学の様々な分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の拡充・創設を要望する。

(1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成を目指す私立大学への支援が必要である。

(2) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充と新規採択率の目

標（30％）の達成を目指すことが必要である。その際、科研費改革の重要な視点である「科研費若手支援プラン」の実行や「国際共同研究加速基金」の発展的見直し等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30％）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

（４）人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究プロジェクト等の諸施策に対する支援の拡充を図る必要がある。

（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された研究ポテンシャルの高い研究所について、学外の研究者による共同利用・共同研究を通じて、異分野融合による新たな学問領域の創出を図ることが不可欠である。わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、国立大学の環境整備とともに、より一層の支援・拡充が必要である。

また、平成30年度に創設された「国際共同利用・共同研究拠点」制度については、私立大学の研究資源を国際的に活用し最善の研究体制を整備する観点から、認定を受けた大学に対し支援を講じる必要がある。

（６）若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。このため、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」、テニュア・トラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会（卓越研究員制度）の普及・定着を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を産学が協働して育

成する取り組みへの支援が必要である。

(7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の構築に向けた調査研究の推進など支援の拡充を図る必要がある。

(8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

要望7. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の充実

<要望事項>

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実

- ① **スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充**
- ② **わが国のトップアスリートの養成に係る取り組みへの支援の拡充**
- ③ **大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充**

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

- ① **文化芸術立国を担う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充**
- ② **文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充**

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会支援のためのボランティア活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組み（①スポーツボラン

ティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成、②わが国のトップアスリートの養成、③大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等)の支援を要望する。

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な知的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望 8. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに平成30年7月豪雨災害、熊本地震・東日本大震災からの被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

<要望事項>

- (1) 平成30年7月豪雨災害で被災した私立大学等に対する復旧のための支援**
- (2) 耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正**
- (3) 私立大学に係る激甚災害(本激)並びに局地激甚災害(局激)による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制度の創設**
- (4) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充**
- (5) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援**

(1) 平成30年7月豪雨災害で被災した私立大学等に対する復旧のための支援

平成30年7月豪雨災害では、多くの私立大学等の施設・設備等に甚大な被害が生じている。早急な復旧による適切な修学環境確保のため、平成30年度予算における予備費使用や補正予算を含め、災害復旧事業に対する必要な予算の確保を要望する。

(2) 耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正

国立大学の耐震化は平成27年度でおおむね完了したのに対し、私立大学施設の耐震化率は約90%(平成29年4月現在)にとどまっており、その完了には、平成30年度当初予算事業完了後を見込んでも93%にとどまると推計されている。学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。共にわが国の将来を担う重要な人材であり、私立大学の施設は公共財である。平成30年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度については、耐震化が完了する間までの制度の延長(時限措置のさらなる延長)が必要である。私立大学の教育研究施設の耐震改築・改修事業に対する助成措置の一層の拡充を要望する。

(3) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制度の創設

災害復旧事業において激甚災害（本激）指定の場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（第17条）に基づき、私立学校施設についても復旧費の2分の1の国庫補助を受けられることとなっており、平成29年度からは局地激甚災害の指定区域にある私立学校施設についても復旧費の5分の2の国庫補助を受けられることとなっている。他方、国立学校施設は全額が補助されることとなっており、国私間において格差がある。本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。また、平成28年4月に発生した熊本地方を中心とした度重なる地震による被災地域の復旧・復興が急がれるとともに、東日本大震災の発生から7年余りが経過した今なお復旧・復興は道半ばである。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料等減免措置の継続・拡充を要望する。

(4) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充

熊本地震・東日本大震災では、被災地域の私立大学が震災直後の避難住民の受け入れを図るとともに、震災後は復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担い、防災や復旧・復興を支えてきた。私立大学等の高等教育機関は、災害時には地域コミュニティの防災拠点としての役割も担うことから、教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。

これまで実施されてきている地域復興センターや地域コンソーシアムによる被災地域の大学の知的資源を活用した取り組み（コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など）に対する支援について、産官学連携機能を一層強化できるような継続的な支援が必要である。

(5) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心に多くの住民が住み慣れた場所を離れ、今なお困難で厳しい避難生活を続けている。そのような状況下において、地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対し特段の支援措置を講じる必要がある。また、原子力災害の一刻も早い収束に向け、国公私立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

【重点要望項目】

1. 女性の活躍推進のための支援

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、

私立大学の教育研究活動を活性化するためには、多様な視点や発想を取り入れることが可能であり最大の潜在力である女性の活躍を推進することが重要である。

(1) 科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援の拡充

科学技術イノベーションを推進するため、理工系をはじめとする科学技術・学術分野に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援をはじめ、理工系に学ぶ女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

(2) 子育てと学業や研究の両立のための支援の拡充

女子学生や女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備のためには、研究と出産・子育て等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付拡大を要望する。

2. 職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援

大学教育における実践的な教育の推進に加え、社会人（現役のIT技術者等）を対象としたリカレント教育などに対する重点的な支援を図ることが重要であり、学び直しに係る経済的負担を軽減し教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図る必要がある。

なお、日本の未来を牽引する若者を大学と産業界が「共に育てる」という観点から、キャリア教育の一環として行われるインターンシップに関連して、学生の職業観の醸成や新たな学習意欲の喚起等といった本来の目的を損ないかねない、いわゆる「ワンデイ・インターンシップ」等短期間のプログラムの中に存在することが懸念される就業体験を伴わないプログラムの課題対策を含め、適切なインターンシップの推進に向けて産官学における一層の取組が必要である。

3. 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援

わが国の少子・高齢化問題は今後ますます深刻化し、介護問題やがん医療、地域医療の充実・高度化は社会ニーズとともに喫緊の課題である。質の高い医療人材育成の推進を図るため、特色あるプログラムへの支援を拡充する必要がある。

4. エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず世界にとっての喫緊の課題である。安定的なエネルギー供給と低炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進する必要がある。

このため、再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、再生可能エネルギーをはじめ温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対して、財政支援の拡大を図る必要がある。

《付記》 平成31年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望

現在、高専教育は、産業界のみならずアジアを中心に諸外国からも関心が高まっています。

このような状況において、私立高専は、3校と少ないながらも、建学の精神に基づいた特色ある教育に取り組んでいます。

しかしながら、私立高専に対する財政支援は必ずしも十分ではなく、国・公立高専との格差に加え、学齢が同じ私立高校との間にも格差が生じています。

さらに、私立高専は、学生確保のために後期中等教育（高校）に相当する1～3年次の授業料を地域の私立高校並みに減額せざるを得ません。

各高専の授業料を平成28年度で見ますと、国・公立高専の234,600円に対して、私立高専の平均授業料は、初年次が455,478円、4・5年次は881,000円となっており、授業料の額において国公私間に大きな格差があります。

高校の授業料については、公立高校は実質無償化、私立高校は家庭の所得に応じた負担軽減策を国が実施しています。また、地方自治体も、国の支援に上乗せして、私立高校の授業料の負担軽減策を実施していますが、自治体によって大きく支援額が異なるとともに、学生の居住地が学校所在地と異なる自治体にある場合には、支援が受けられません。

さらに、国立高専、公立高専において後期中等教育に相当する1～3年次の無償化が進めば、「私立高専」との格差が拡大することになります。

去る平成30年5月25日、自民党文部科学部会高等専門学校小委員会から出された提言でも、「1～3年次の学生は、高等学校と同様に高等学校就学支援金等による支援を実施、4・5年次の学生は、現在政府で検討している高等教育の無償化を通じた支援により、5年間の修学支援が約束されることを期待する」と明記されており、幅広い個性を有する学生を育て、多くの卒業生を地域に送り出すなど地方創生にも大きく貢献している私立高専は、ものづくり立国日本を支える多様な高等教育機関として、国からの手厚い財政支援が重要なことと考えます。

〔要望事項〕

1. 私立高専に対する国の支援の充実・強化

平成29年度の私立高専に対する国の支援は学生一人当たり196,000円で、後期中等教育に相当する1～3年次を含め、私立高校の生徒一人当たりの単価と比べても、格差は13万円にもなっています。

また、高専4・5年次の学生が対象の無償化についても、私学の持つ特性をご勘案いただき、高専1～3年次の学生に対する支援の格差是正と同様に、国の支援の充実をお願い致します。

2. 学生の授業料負担における地域間格差の是正

高専への進学機会の確保のために、学生の居住地による授業料負担の格差軽減について、別途国からの支援をお願い致します。

< 参 考 >

生徒・学生一人当たりの経常費助成（平成 29 年度）

区 分	私立高等学校の 経常費助成に係る財源計画 (平成 29 年度)	私立高等専門学校 の 経常費補助金交付状況 (平成 29 年度)
国庫補助金	54,515円	196,000円
地方交付税	273,200円	—
計	327,715円	196,000円

高校生への修学支援金に加えて自治体による高校生一人当たりの支援（平成 29 年度）

	東京都	石川県	三重県
補助対象	生徒の保護者	学校設置者	学校設置者
授業料平均（全日制）	442,000円	334,667円	299,571円
自治体による支援	生保世帯から年収 760 万円未満世帯に、授業料平均額までの差額を支給	児童扶養手当支給、修学援助受給世帯から年収 350 万円未満の世帯に、授業料平均額までの差額を支給	
・入学料補助	貸付 25 万円または 20 万円	生保世帯に 34,350 円、 非課税世帯に 40,000 円、 350 万円未満世帯に 20,000 円	年収 760 万円未満の世帯に入学料の半額補助

【2】 平成31年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望

少子高齢化が進行し、人口減少社会に移行しつつあるわが国において、今後とも持続可能な社会を維持していくには、将来を担う子供たちに、時々の変化に対応できる新しい知識や能力を身に付けさせることが、最重要かつ喫緊の課題となっており、国民の基礎的素養を育む公教育の新たな展開が求められています。

この度まとめられた「第3期教育振興基本計画」においては、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生100年時代」を生きるために、人づくり革命や生産性革命の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が重点事項として掲げられており、それらを実現するには更なる教育環境の整備が必須条件となっています。

わが国の私立学校は、公教育の一翼を担い、常に先駆的な教育を実践し、教育の発展に積極的に寄与してきましたが、現在、国の進める新たな教育に対応した環境を整備するには、莫大な経費が必要となり、これらすべてを各私立学校が負担するには自ずと限界があります。

就学支援金制度の実施以来、保護者の教育費負担増を避けるべく授業料の改定は極力行わず、自助努力を続けてきましたが、この上さらにこれらの教育環境整備に加え、平成31年10月から予定される消費税の2%増税が実施されれば、事実上最終消費者である高等学校等の学校法人にとってはそのまま負担増につながるなど、様々な費用が増大し厳しい状況に直面しています。

また、国公立学校と同様に私立学校においても、耐震化はもとより、その後の学校施設の更新・改修等の老朽化対策、付帯設備等の長寿命化対策も急を要する事項となっています。

つきましては、全国の私立高等学校等が、教育改革に伴って公教育学校として必要とされる教育環境を整備し、私立学校振興助成法の精神に基づき健全な運営を継続できるよう、平成31年度政府予算概算要求に当たっては、私立高等学校等の振興に係る以下の各事項について、格別のご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

【平成30年度予算額：1,033億6,400万円】

国は、私立学校の教育条件の維持向上、生徒等の経済的負担の軽減及び学校運営の健全性の向上を図るため、私立学校振興助成法第9条に基づき都道府県による私立高等学校等の経常費助成事業への補助を実施してきましたが、同法施行から40年余を経てなお、各学校への経常費助成の割合は2分の1にはほど遠く、未だ3割程度に止まっています。

私立高等学校等が、この上さらに、新たな教育に必要な環境整備の諸経費増を授業料の増額で対応すれば、一方で、国公立中学校や事実上無償に等しい状況にある国公立高等学校との保護者負担格差を拡大させるだけではなく、政府の掲げる「教育の無償化」の方向性からも乖離するものとなります。

つきましては、第一に私立高等学校等の教育内容全般の充実改善に資する包括的かつ根幹的な支援である私立高等学校等経常費助成費等補助の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

併せて、消費税増税による経費増相当分について、前回の増税時に準じ所要の補助を実施するなどにより、保護者並びに私立学校の負担増となることのないよう適切な措置の検討をお願いいたします。

2. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化

【平成30年度予算額：23億6,000万円】

新学習指導要領には、公教育学校に必要とされる共通かつ不可欠の基盤としてICT環境の整備の推進が掲げられています。特に、大学入試における英語4技能評価、共通テストのCBT化、調査書の電子化、デジタル教材等の導入などに対応するには、生徒用ノート型PCの整備や校内LAN整備が必須条件となりますが、私立中学高等学校ではその整備が遅れているのが実情です。また、教務の効率化のための教員へのPC配備、ICT指導力支援のための要員配置等教員の増員や教員への研修の充実も喫緊の課題となっています。

現在、私立高等学校等ICT教育設備に係る国庫補助は補助率2分の1のところ、申請額が予算額を上回ったため、各校への補助が実質3分の1程度に圧縮減額される状況が続いており、平成30年度には予算額が倍増されたものの、新たな教育に向けた施設設備の刷新に対応するには甚だ不十分であると言わざるを得ません。

つきましては、同補助の大幅な拡充強化とともに、新たな教育に向けた整備促進のため、公私の別なく経費全額を国で負担する等の新たな仕組みの検討を強く要望いたします。

3. 私立高等学校等施設の耐震化及び付帯設備の長寿命化等に対する補助の拡充強化

【平成30年度予算額：23億8,000万円】

学校施設の耐震化は、次代を担う子供たちの生命を守り安全を確保するための最優先課題であり、耐震化実現に向けた支援は、設置者、学校種、行政所管の別に拘わらず、国の責務として早急に対応されるべき課題です。

しかしながら、経費が全額公費で賄われる国公立学校に対して、私立高等学校等においては、補助率の基本は3分の1のみであり、脆弱な財政基盤や今後の経営環境の厳しさにより実施が遅れている学校もあり、私立高等学校を例にとれば、平成29年度時点での耐震化率は、国公立の全学校種の中で最低レベルの87%程度に止まっているなど、公立施設が耐震化から長寿命化に転換した現在、その隔たりには大きなものがあります。

つきましては、所要の補助の大幅な増額、並びに補助率を国公立学校と同水準とするなど補助内容等の拡充強化とともに、平成30年度までの時限措置である耐震改築補助制度の再延長を強く要望いたします。

併せて、耐震化後の私立高等学校等施設の付帯設備の長寿命化改修について、空調設備の省エネ化、LED化、トイレ改修など国公立と同様に施設機能の更新等への対策、支援を強く要望いたします。

4. 高等学校等就学支援金制度の拡充強化

【平成 30 年度予算額 : 3,708 億 3,500 万円】

現行の高等学校等就学支援金制度では、国公立高等学校の生徒の大半は授業料無償となっているのに対し、私立高等学校の生徒の多くは就学支援金を超える部分の授業料等を負担しており、公私間格差は是正されないまま継続しています。

これは、就学支援金の基本額が制度発足時の公立授業料相当額 118,800 円に据え置かれたままであることや、私立の施設整備費等は対象とされていないことなど「授業料」の定義が私立の実態にそぐわないことが主因となっています。

さらに、近年、都道府県による上乗せ支援の実施により、私立高等学校の授業料が実質的に無償となる年収水準や支援金額について、都道府県間での新たな格差が拡大しています。

つきましては、高等学校における「教育の無償化」の進展も視野に入れながら、国の掲げる年収 590 万円未満世帯への私立高等学校授業料実質無償化を実現するため、支援上限額を全国の授業料平均額まで引き上げるなど制度の拡充強化を強く要望いたします。

5. 私立中学校等の生徒等への就学支援金制度の拡充強化

【平成 30 年度予算額 : 11 億 9,400 万円】

平成 29 年度より実証事業として実施されている私立中学校等に通う年収 400 万円未満世帯の生徒等に対する年額 10 万円の授業料減免支援は、申請者が想定数を大幅に上回り、所得の認定や支給に遅れが生じたことはご承知の通りです。

平成 31 年度予算においては、このような事態が起きることのないよう、申請者の所得の把握方法の検討とともに平成 29 年度の申請の実態とその対応策を十分に検証し、必要な予算額を確保されますよう強く要望いたします。

また、今後、「教育の無償化」の進展を踏まえながら、支援上限額を全国の授業料平均額とするなど制度の拡充強化とともに制度の早期の恒久化の検討をお願いいたします。

6. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化

【平成 30 年度予算額 : 1,985 万円】

日本私学教育研究所は、私立高等学校等教育の研究事業とともに、初任者研修をはじめ中堅教員研修や英語指導力向上研修など多様な研修事業を実施していますが、これらの事業等に要する経費の一部には国の補助があるものの、全国の私立高等学校等の教員を対象とする研修事業等に対する補助としては余りにも僅かである上、平成 26 年度以降その額は据え置かれています。

今後、私立高等学校等の教員が、新学習指導要領に対応し、英語の 4 技能指導力、ICT の活用指導力、理数教育力等の向上、STEAM 教育の導入等を図り、教育の質を高めることは焦眉の急であり、同補助の大幅な拡充強化とともに、新たな研修事業への補助の創設等を含めた制度の拡充強化を強く要望いたします。

【3】 平成31年度私立小学校関係政府予算に関する要望

日本私立小学校連合会が誕生して、既に77年になります。第二次世界大戦開始直前に「国民学校令」が発令され、全ての私立小学校が一瞬にして廃校となる非常事態になりました。個々の私立小学校では決して解決できない絶体絶命の土壇場で、この事態を乗り越えるために、わずかな数の私立小学校が結束団結して我々の日本私立小学校連合会を発足させました。

私立小学校は、それぞれの創立者が自身の理想達成のための一手段として設立してきたので、それまでは相互に力を合わせる必然性はありませんでした。しかし、時代の流れの中で、力を合わせて対応することが必要になったのです。

今は、会の創立当初とは時代は大きく変わりました。そして、教育界においては、当時とは異なる難題がたくさん生まれてきています。いつ何が起きるかわからない世界情勢や、大きな自然災害への対応方法、多様性のある教育実践への取り組み、心のホームレスとでも言えるような家庭生活をしている児童や、アレルギーをもつ児童の増加、今後の道德教育の取り扱い方など、かつてはなかったような問題が山積しています。

私立小学校数は、全国の小学校数に対して1.1%にしかありません。もちろん、日本私立小学校連合会も非常に小さな組織です。しかし、小さいからこそできる大きな仕事はたくさんあります。それぞれの学校が異なる創立の精神をもって特色ある実践方法を行っていることからこそ、現代的でかつ複雑な問題を抱えた教育界において、全国の私立小学校が力を合わせることで、多様性のある教育の実践や、問題解決の糸口を探し出すことができるのです。

日本私立小学校連合会に加盟する192校は、学校同士のつながりだけではなく、それぞれの私立小学校に勤務する教職員が、私学人としての自覚をもち、お互いに協力結束して研究や研修に取り組んでいます。そして、すべての教職員は、将来子供たちがそれぞれの場所で活躍する時代にまで視線を向けて、新たな日本の小学校教育の構築をめざしています。これからも、小さくても日本の教育にとって大きな意味をもつ、日本私立小学校連合会であり続けます。

現在、わが国では「日本の将来を担う子供たちの教育の再生は、国の最重要課題」とし、法令改正や新たな施策が次々と実施に移されていますが、私立学校が国の主導する施策に自力で対応するには自ずと限界があります。公教育を担う機関として必要とされる教育環境の整備と教育活動が十分に成し得ますように以下の事項について、格別なご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 私立小学校の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

現在、私立小学校は全国に231校ある。国公私立すべての学校の中における割合は、わずか1.1%あまりにしかない。しかし、少子化が加速する中で、過去20年間で私立小学校は60校増加し、増加率は35%に達している。これは公教育における私立小学校が果たすべき役割が大きくなっていることと、就学年齢の子どもを持つ保護者の私立小学校への期待が増している

ことを意味している。また、21世紀型の新しい教育を全国の小学校が推進するために、古くから私立小学校が行ってきている、多様性に満ちた先進的な教育がモデルとなる可能性が高いことを示している。

上記のようなことを常に意識しながら、各私立小学校は先進的な教育の実践に向けて努力をしているが、どの私立小学校も経営基盤となる運営費の不足に悩んでいる。若年齢の保護者が多く、保護者から徴収する学費等にも限界があり、これ以上の値上げをすることは非常に難しい。従って、経営の基盤となる経常費助成費に対する補助の拡充強化をお願いしたい。

2. 施設設備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化

東日本大震災からすでに7年が経過したが、東北地区にある私立小学校は児童数の減少が止まない。その中で、校舎の新築や改築において非常に多額の費用を必要としている。また、他の地区の私立小学校においても、東日本大震災直後に設置したり購入した機器備品の老朽化が始まったり、また、購入時よりもはるかに優れた性能を持つ機器備品への買い替えが必要になってきている。学校の建物や周囲の安全性の向上や機器備品などに対する補助の拡大強化の継続をお願いしたい。

3. 私立小・中学校の児童・生徒への公的支援制度の定着と拡充

新聞などのニュースによると、平成29年度の私立小・中学校の児童・生徒への公的支援制度への申請者数は、予測された約12,000人を大きく上回り、約21,000人であったとのことである。例えば、実際に東京都からの報告によると、都内の私立小中学校の保護者のうち、申請者は3,930人であり、受給者は3,783人だったとのことである。都内の私立小学校の保護者からも772人の申請者があり、736人が受給した旨の報告があった。

この数は我々私立小学校の予測をもはるかに超えるものであり、都内の53校の私立小学校においては平均で約15名の保護者から申請があったということになる。若年者の保護者も多く、決して高額な収入が得られない中で、私立小学校に子どもを通わせている状況の家庭が多いことがわかった。

今後、私立小・中学校の児童・生徒への公的支援制度の定着とさらなる拡大をお願いしたい。

4. 教員の資質能力向上等のための補助金の拡充強化

全国の私立小学校には約5,000人の常勤教員がいる。そして、ほとんどの教員は公立小学校の教員とは異なり、他の学校に異動することなく終生を私立小学校の教員として過ごしている。そのことは学校にとってはもちろん、児童や保護者、さらに卒業生とのつながりにとって大きな利点となっている。

しかし、教員の入れ替えが少ないことや、同一の環境の中で長期間にわたる勤務するため、新しい人とのつながりを持つ機会が少なくなったり、異なる教育理念に触れることが難しくなったりする傾向がある。そのため、各学校における研究や研修などを増やすことも当然必要であるが、全国や都道府県ごとに私立小学校の各校の教員が合同で学ぶ研究会や研修

会を増やしていく必要がある。そのような研修会や研究会を運営している研修団体等への補助金の拡充強化をお願いしたい。

5. 私立小学校教育の ICT 化支援の拡充

全国の小学校教育での ICT 化が急激に進んでいる中で、全般的に私立小学校の ICT 化が遅れている。ICT 教育推進のための設備の充実に資する財源の補助の拡充と、それに伴うソフトの購入に対する費用等への支援の拡充をお願いしたい。また、教員の長時間労働を少なくするための、校務処理の ICT 化に関する補助の拡充もお願いしたい。

6. 校庭、屋上などの大型遊具の設置・建設に関する補助金制度の新設

現在、小学生に必要な運動能力の中で、経験不足によってその能力を伸ばすことができていないものがいくつもあると言われている。また、それらの運動能力は小学生のうちに培われるべきものであり、中学校以降では伸ばしにくい能力である。一生を支える身体力は、小学生の場合には体育の授業だけで育つものではなく、児童が自ら進んで行う遊びの中で身につくものである。そのために、児童が学校にいる時間の中で日常的な遊びを通して運動能力が身につくような校庭や屋上などに設置するアスレチックのような大型の遊具が必要である。

アスレチック遊具等の補助については、「私立学校施設整備費補助金」があり、屋外教育環境整備として 500 万円以上の事業を対象にしている。しかし、この事業は私立幼稚園が対象であって私立小学校は対象外になっている。幼稚園の園児に体を鍛えるための遊具が必要であると同様に、あるいはそれ以上に私立小学校の児童に適したアスレチック遊具等の必要性は高い。しかし、その設計や設置には多額の費用がかかるため、多くの私立小学校は設置を希望しながらもあきらめている状況である。アスレチック遊具などの設置が児童の運動能力の向上に欠かせないものと考え、私立小学校への大型遊具の設置・建設に関する補助金制度の新設をお願いしたい。

【4】 平成31年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望

経済財政運営と改革の基本方針 2018 においては、幼児教育の無償化を 2019 年 10 月から実施することが明記されました。幼児教育の重要性を十分に踏まえた振興策の充実、我々私立幼稚園の永遠の願いであり、その円滑な実施と幼児教育の質の向上に資する各般の施策の充実、幼児教育に対する公的支援における公私・幼保間の公費負担格差の是正が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成 31 年度の私立幼稚園関係予算の具体的要望は、次のとおりです。

I 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等

教育は、一人ひとりの人間が生涯において自己実現を図る際の原動力を構築する役割を担うと共に、一人ひとりの人間力を高め、優れた社会の担い手を育む役割も果たしています。

天然資源に乏しいわが国が今後も持続的に発展していくためには、教育とりわけ生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の更なる充実が必要不可欠です。「人づくりは、国づくり」「人づくりは、地域社会づくり」。幼児教育の基盤整備・強化及び質の向上は、国や地域社会の永続的発展の重要要素のひとつです。

私立幼稚園がこの重要な使命を果たすためには、幼稚園教諭をはじめとする教職員の資質の向上をはかる必要があります。知識、技能そして愛情あふれる豊かな人間性は、経験を深め研修を積み重ねることから始まります。その為にも教職員が長期に勤務が続けられるための処遇の改善が必須です。子どもたちの健やかな育ちは、園の教職員が家庭としっかりスクラムを組んでこそ可能と考えます。このためには、幼児教育の基盤強化のための経常費補助の一層の拡充と、特に、教員の処遇改善が必要であり、こうした取組を進める都道府県に対する支援の充実が不可欠であります。

また、ノーマライゼーション、インクルージョンの観点から、私立幼稚園教育においても特別支援教育の一層の充実方が要請されています。

つきましては、次の点につき要望いたします。

- (1) 私立高等学校等経常費助成費補助制度（一般補助）（幼稚園分）の充実
- (2) 同補助制度に関し、幼稚園教員の人材確保支援の拡充強化
- (3) 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園特別支援教育経費）に係る交付要件の緩和や専門家による巡回指導、あるいは特別支援教育支援員の配置等

II. 認定こども園への移行に伴う施設整備補助の充実

平成 29 年における認定こども園約 5,000 園のうち約 2,000 園が私立幼稚園から移行した園となっており、待機児童の解消、子育て支援の充実といった市町村が抱える課題の解決に、私立幼稚園としても認定こども園への移行や預かり保育の実施等により引き続き協力していくべきと考えています。このような中、平成 29 年度において、認定こども園への移行に必要な施設整備のための交付金（1 号部分、文科省担当）の需要が供給を初めて上回り、予算が不足し全国で問題となりました。私立幼稚園から認定こども園への移行に支障が生じており、このま

までは政府が掲げる待機児童解消の前倒しに向けた取組にも支障が生じかねないと考えています。つきましては、このような事態が生じないよう、認定こども園施設整備交付金の確実な予算の確保と更なる充実をしていただくよう要望いたします。

Ⅲ. 私立幼稚園施設整備費補助制度の充実

多くの子どもや保護者、地域の人々が集う幼稚園の園舎や施設は安全・安心なものであるべきことは論を俟ちません。しかしながら、私立幼稚園は小規模施設が多く財政基盤も脆弱であることから、大規模地震対策等の安全対策に困難を感じている園が少なくありません。私立幼稚園の園舎耐震化の状況は、公立幼稚園や他の私立学校の学校種と比較して遅れをとっている状況です。補助率の引上げとともに、特に次の事項を要望いたします。

命を守る観点から、耐震補強、耐震改築など耐震化に係る必要な予算の確保、充実等を強く要望いたします。

また、安全・安心で環境に優しい再生可能エネルギーの基盤整備の観点から、園舎への太陽光発電システム等の導入・推進に対する支援を要望いたします。

Ⅳ. 幼児教育の無償化の円滑な実施

経済財政運営と改革の基本方針 2018 において 2019 年 10 月からの実施が予定されている幼児教育の無償化については、現時点では、詳細な実施方式等が示されていませんが、当面、以下の事項を要望いたします。

- (1) 全国統一的な実施を確立すること
- (2) 預かり保育も含め、十分な予算措置を講じること
- (3) 実費徴収部分について、幼稚園、認定こども園、保育所を通じ、公平な取扱いを行うこと
- (4) 各園における事務負担について適切な配慮を行うこと
- (5) 保護者等に対し十分な啓発を行うこと

Ⅴ. 幼稚園就園奨励費補助制度の充実

幼稚園児の保護者は若年層世代であり、教育費の負担軽減制度は重要な子育ての支援策であり、少子化対策の役割も担っています。平成 31 年度予算においても、無償化の全面実施までの間、市町村が着実に事業を実施できるよう必要な予算の確保をしていただくよう要望いたします。

Ⅵ. 子ども子育て支援新制度の充実

平成 27 年度にスタートした子ども子育て支援制度については、制度施行後も様々な改善を図っていただいておりますが、更に質の高い幼児教育・保育を安定的に提供していくためには、一定の課題もあるため、特に次の点について充実・改善をしていただくよう要望いたします。

- (1) 公定価格について、1 号子どもにかかる基本分単価及び処遇改善加算等各種加算措置の充実
- (2) 認定こども園施設整備交付金及び教育支援体制整備事業費交付金の充実

- (3) 3歳未満児保育、一時預かり事業、長時間預かり保育等の充実
- (4) 新制度の見直しの作業に当たっては、幼稚園から新制度に移行した園の実情・意見を十分に反映すること

VII. 質の高い人材の確保

保育の受け皿の整備が進められる中、幼稚園や認定こども園においては、人材の確保に苦慮している状況にあります。質の高い教育・保育を実現するためには、質の高い人材の確保が不可欠であります。つきましては、幼稚園・認定こども園の幼稚園教員・保育士等について、質の高い人材確保に向け、処遇改善はもちろん、総合的な人材確保対策を講じていただきますようお願いいたします。

VIII. 子育ての支援充実

- (1) 幼稚園・認定こども園等における預かり保育や子育ての支援の推進

価値観の多様化、生活様式の多様化、働き方の多様化に対応して、乳幼児を育てる世帯への子育ての支援や社会保障機能のあり方も多様性が求められています。幼稚園・認定こども園等における預かり保育や子育ての支援もこの要請に応えるものであります。これらを推進するため支援施策の充実方を要望いたします。

- (2) 幼稚園における2歳児の受入れ支援

0歳から5歳にかけての乳幼児の切れ目ない育ちの中で、家庭での1：1の子育てから幼稚園等での集団保育へスムーズにつなげていくこと（幼稚園接続保育）は極めて重要であり、2歳児教室などを実施している私立幼稚園もありますが、保護者のニーズが高いにもかかわらず、公的な支援がほとんどなく、運営に苦慮している実態にあります。昨年6月に「子育て安心プラン」が発表され、2歳児の待機児童解消に幼稚園を活用するという内容が盛り込まれ、平成30年度から実施されていますが、対象は、3号認定を受けた2歳児に限られています。こうした待機児童対策の観点のみならず、在宅子育て家庭への支援充実、2歳から3歳へのスムーズな子育てという観点にも配慮し、幼稚園における2歳児の受入れに対しより幅広い公的な支援をお願いいたします。

- (3) ワークライフバランスの推進

「多様性」や「選択の自由」は、大人の都合のために確保されるものではなく、あくまでも子どもの最善の利益、子どもの基本的人権（幸福追求権、学習権、教育を受ける権利）を保障するために確保されるべきものです。

まさに「こどもがまんなか」の観点からすれば、子育ての支援を保育所や幼稚園等の施設に過度に依存する「施設万能主義」から脱却し、ワークライフバランスの推進による「家族で過ごす時間」、「地域で過ごす時間」の確保を図る施策の充実方を要望いたします。

IX. 被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成に対する支援

被災した子どもや家族は心のケアを必要としています。寄り添うべきカウンセラーが不足しています。幼児教育、私学教育の現場を担う教員（OBを含む）の研修機会の確保や心のケア

の担い手育成のあり方の研究に関する取り組みについてご支援いただきますようお願いいたします。

X. 個人立・宗教法人立等の幼稚園に対する特別補助制度の創設をめざして

個人立・宗教法人立等の私立幼稚園に対しても、子育ての支援を推進するための預かり保育や地域の子育てセンター的な役割に関する経費について、学校法人立幼稚園の制度に準じた補助を要望いたします。特別支援教育や耐震補強等の安全・安心の確保に関する補助制度につきましても、同様のご配慮を要望いたします。

【5】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望

(要望の趣旨)

わが国の学校教育において、「私立学校」で学ぶ学生生徒等は極めて多く、個性豊かで多様性のある教育を通じて未来を担う人材を育成するなど、その果たすべき役割は重要です。少子化の進展により現下の私学の経営・教育環境が厳しくなる中、私学振興のために私学事業団が行う各事業の一層の充実のため、所要の予算措置等の拡充を要望いたします。

(要望の内容)

1. 私立学校施設の耐震化は、国公立学校に比べ依然として大きく遅れており、また、東日本大震災や平成28年熊本地震など近年の震災において、未耐震化施設に甚大な被害が生じたことから、安全・安心な施設の整備のため、耐震化の早期完了が喫緊の課題となっています。このため、私立学校施設の耐震化の促進には、平成30年度末が期限とされている私立学校施設の耐震化事業に対する利子助成制度（最大20年間）の継続が不可欠であり、当該制度を継続・拡充するとともに、老朽化が進む私立大学附属病院の建替え事業を促進するための利子助成制度（最大10年間）についても継続・拡充されるよう要望いたします。

また、私立学校に対する従前の貸付事業や私立学校教職員の研修事業への助成など私学事業団の事業目標達成のため、所要の財政融資資金が確保されるよう要望いたします。

2. 東日本大震災及び平成28年熊本地震により被災した私立学校の復旧に向け、災害復旧支援融資が実施されておりますが、両震災が大規模災害であったことから、現在も復旧のための努力が続いています。このため、被害を受けた建物等の原形復旧事業や災害復旧経営資金を対象とする災害復旧支援融資制度が継続されるよう要望いたします。

3. 私立学校を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、私学事業団が実施する経営支援・情報提供事業は極めて重要です。特に、「経営相談」の充実や、「大学ポートレート」においては、公表方法・内容の拡充、教育情報の分析結果の提供が求められるところであり、同事業へのより一層の支援を要望いたします。

4. 私学事業団の公的社会保険制度における役割の特質に配慮し、年金給付事業補助及び事務費補助並びに特定健康診査等補助に対する必要な予算額の確保、さらには都道府県補助金における地方交付税の措置が講ぜられるよう要望いたします。

【6】 一般財団法人 私学研修福祉会 研修事業の充実に関する要望

(要望の趣旨・内容)

一般財団法人 私学研修福祉会は、私立学校教職員の資質向上を図るため、研修事業を実施しております。この研修事業は、主に日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）の私立学校の施設整備等への融資事業による貸付利息等から生じた「前年度利益金」を原資とした「助成金」によりまかなわれております。

周知のことではありますが、近年における少子化等の影響により、私立学校を取り巻く環境は厳しさを増しており、定員割れ等による経営困難校も増加しております。これによる私学事業団の貸付債権回収への影響、さらには東日本大震災や平成28年熊本地震の復旧支援融資及び私立学校施設の耐震化に対する長期低利融資の影響などによる収支の悪化から、私学事業団の利益金確保が困難な状況が続いています。

つきましては、教育の質の向上が問われている中で、私立学校教職員の資質向上は、私学の振興はもとより、これからの日本全体を担う人材育成に繋がる重要な役割を果たしていることを十分にご理解いただき、これを目的とする研修事業の充実・継続のための安定的な財政基盤の強化・支援（財源確保）方策が講ぜられるよう強く要望いたします。